

令和 8 年 10 月 9 日
記者発表資料
(内閣府・三浦市同時発表)

令和 8 年台風第 25 号による災害に係る被災者生活 再建支援法の適用について

令和 8 年台風第 25 号に伴う三浦市の被害状況が、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく、被災者生活再建支援制度(※)の適用要件を満たしたため、同法の適用を決定しました。

1 適用市町村及び適用基準

該当地域	支援法 適用日	住宅被害（世帯）	適用基準（支援法施行令）
三浦市	10 月 9 日	全壊 10 世帯 以上	第 1 条第 2 号 自然災害により 10 以上の世帯の住宅 が全壊する被害が発生した市町村

※住宅が全壊・大規模半壊した世帯等に対し、その申請により、住宅の被害程度に応じた基礎支援金（最大 100 万円）及び住宅の再建方法に応じた加算支援金（最大 200 万円）が公益財団法人都道府県センターから支給されます。

2 公示日

令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）

※公示文については、別添のとおりです。

問合せ先

神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課
課長 山本 電話 045-210-3420
応急対策グループ 加藤 電話 045-210-3430

令和 8 年 10 月 9 日

令和 8 年 9 月 20 日、三浦市の区域内において発生した令和 8 年台風第 25 号に伴う災害を被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の対象となる自然災害とする。

1 適用市町村

三浦市

2 適用基準

被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 2 号

二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害